

令和5年度 第2回

千歳市都市計画審議会議案

日 時 令和5年11月10日（金）午後3時00分

場 所 千歳市議会棟大会議室

令和5年度第2回千歳市都市計画審議会 議事

【協議事項】

- (1) 千歳恵庭圏都市計画下水道の変更について

【諮問事項】

- (1) 千歳恵庭圏都市計画用途地域の変更について
- (2) 千歳恵庭圏都市計画地区計画の変更について
- (3) 千歳恵庭圏都市計画道路の変更について
- (4) 千歳恵庭圏都市計画公園の変更について

【その他】

協議事項

(1) 千歳恵庭圏都市計画下水道の変更について

都市計画変更に係る理由書

1 案件名

千歳恵庭圏都市計画 千歳公共下水道の変更

2 都市計画変更内容

排水区域の変更及び美々汚水中継ポンプ場の追加。

3 都市計画変更理由

北信濃地区は、都市計画市街化区域の拡大に伴い排水区域を変更する。

美々地区は、産業機能や観光機能を強化しつつ、広域交通機能を生かした製造業などの活動を支える多機能複合型工業地に位置付けている。このことから、産業機能などの強化を図り土地利用を促進するため、ポンプ場を追加する。

千歳恵庭圏都市計画下水道の変更（千歳市決定）

千歳恵庭圏都市計画 千歳公共下水道「2.排水区域」を次のように変更し、「4.その他の施設」に美々汚水中継ポンプ場を次のように追加する。

2.排水区域

「排水区域は総括図表示のとおり」

（備考）面積 約3,257ha （うち処理区域 約3,257ha）

4.その他の施設

内 訳	位 置	備 考
美々汚水中継ポンプ場	千歳市美々	面積約3,100 m ² 、揚水能力24.0 m ³ /分

理 由

北信濃地区の都市計画市街化区域の拡大に伴い排水区域を本案のとおり変更する。

美々地区は、産業機能などの強化を図り土地利用を促進するため、本案のとおりポンプ場を追加する。

変更説明書

1 下水道の名称 千歳公共下水道

2 変更概要

- 1) 都市計画市街化区域の拡大に伴い排水区域を拡大変更する。
- 2) 産業機能などの強化を図り土地利用を促進するため、ポンプ施設を次のように追加する。

3 新旧対照表

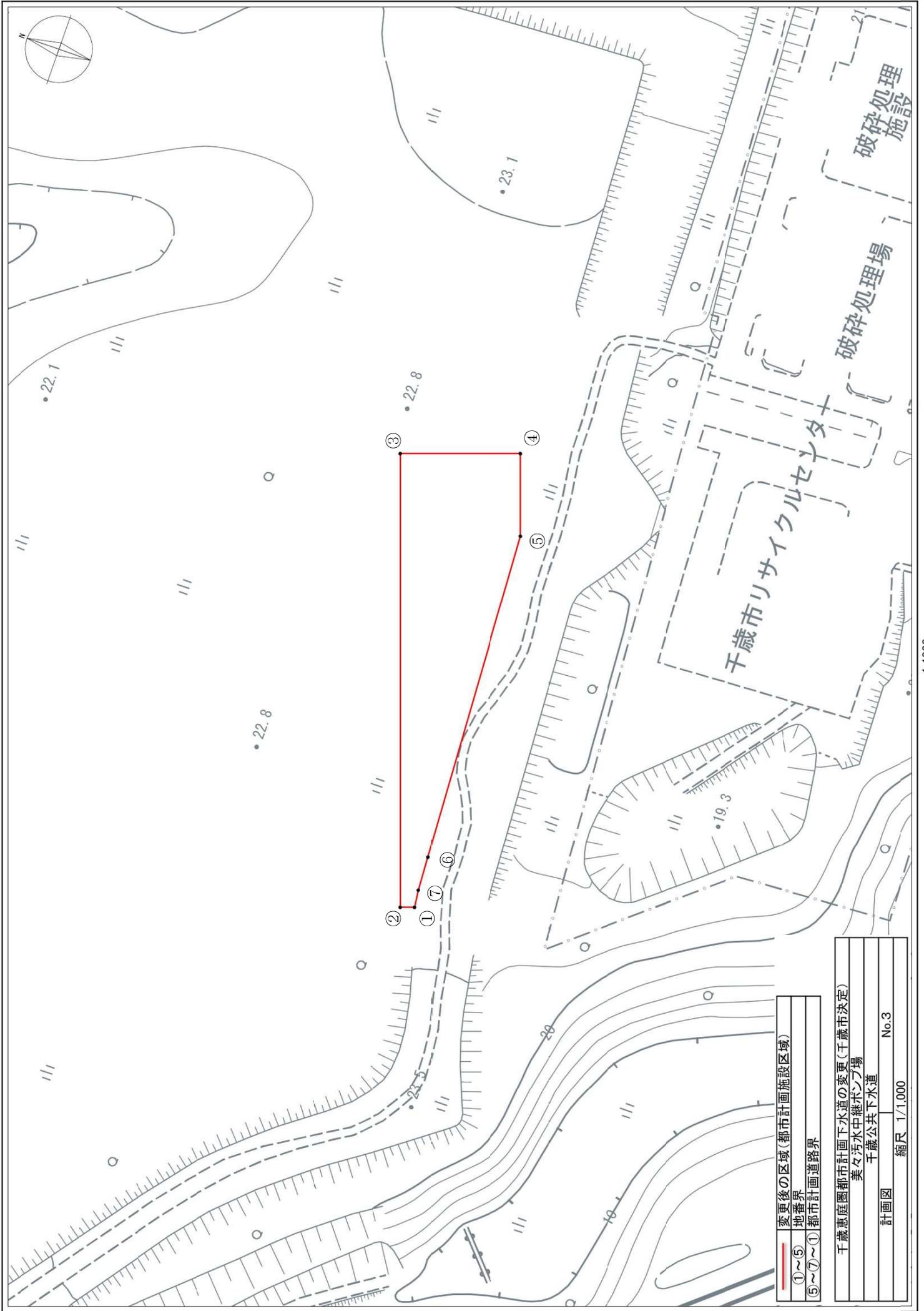
2.排水区域

「上段」; 変更前、「下段」; 変更後

本文	備考	変更の内容
「排水区域は総括図表示のとおり」	面積 約 3,247ha (うち処理区域 約 3,247ha)	都市計画市街化区域の拡大に伴い排水区域を変更する。面積は約 10ha 拡大。
「 ” 」	面積 約 3,257ha (うち処理区域 約 3,257ha)	

4. その他の施設

名称	位置	面積	備考
美々汚水中継ポンプ場	千歳市美々	約 3,100 m ²	追加 揚水能力 24.0 m ³ /分



変更後の区域(都市計画施設区域)	
①~⑤	地番界
⑤~⑦~①	都市計画道路界
千歳恵庭圏都市計画下水道の変更(千歳市決定)	
美々活水中継ポンプ場	
千歳公共下水道	
計画図	No.3
縮尺 1/1,000	

1:1000

諮問事項

- (1) 千歳恵庭圏都市計画用途地域の変更について

都市計画変更の理由書

1. 案件名

千歳恵庭圏都市計画用途地域の変更（千歳市決定）

2. 都市計画決定経過

千歳恵庭圏都市計画用途地域については、昭和42年に当初決定された後、現行の都市計画法に基づき、昭和46年8月に新用途地域制度の導入を図り、都市的土地利用の実現を推進してきたところである。

その後、昭和53年、59年、平成3年、10年、14年、20年、25年、令和3年の区域区分の見直しなどによる変更、地区整備事業の具体化等による部分的変更及び平成8年の新用途地域への全面変更を行い現在に至っている。

3. 都市計画変更の目的

産業機能などの強化を図り土地利用を促進するため、美々地区の都市計画道路の廃止に併せ、用途地域を変更する。当該地区は、千歳市第3期都市計画マスタープランにおいて産業や観光機能を強化しつつ、広域交通機能を生かした製造業などの活動を支える多機能複合型工業地に位置づけしていることから、交通利便性を生かした効率的・効果的な工業地の形成を図る。

4. 都市計画変更の内容

美々地区の一部を準工業地域から工業地域に変更する。

千歳恵庭圏都市計画用途地域の変更（千歳市決定）

都市計画用途地域を次のように変更する。

種 類	面 積	建築物の容積率	建築物の建蔽率	外壁の後退距離の限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの限度	その他及び備考
第一種低層住居専用地域 (小計)	約 779ha 約 779ha	6/10 以下	4/10 以下	1.0m	-	10m	24.2% 24.2%
第二種低層住居専用地域 (小計)	約 26ha 約 26ha	8/10 以下	5/10 以下	1.0m	-	10m	0.8% 0.8%
第一種中高層住居専用地域 (小計)	約 151ha 約 151ha	20/10 以下	6/10 以下	-	-	-	4.7% 4.7%
第二種中高層住居専用地域 (小計)	約 223ha 約 223ha	20/10 以下	6/10 以下	-	-	-	6.9% 6.9%
第一種住居地域 (小計)	約 273ha 約 273ha	20/10 以下	6/10 以下	-	-	-	8.5% 8.5%
第二種住居地域 (小計)	約 30ha 約 30ha	20/10 以下	6/10 以下	-	-	-	0.9% 0.9%
準住居地域 (小計)	約 37ha 約 37ha	20/10 以下	6/10 以下	-	-	-	1.1% 1.1%
田園住居地域 (小計)	約 0 ha 約 0 ha	-	-	-	-	-	0 % 0 %
近隣商業地域 (小計)	約 16ha 約 56ha 約 0.6ha 約 72.6ha	20/10 以下 30/10 以下 40/10 以下	8/10 以下 8/10 以下 8/10 以下	- - -	- - -	- - -	0.5% 1.7% 0.1% 2.3%
商業地域 (小計)	約 26ha 約 26ha	40/10 以下	-	-	-	-	0.8% 0.8%
準工業地域 (小計)	約 595ha 約 595ha	20/10 以下	6/10 以下	-	-	-	18.5% 18.5%
工業地域 (小計)	約 233ha 約 233ha	20/10 以下	6/10 以下	-	-	-	7.2% 7.2%
工業専用地域 (小計)	約 388ha 約 389ha 約 777ha	20/10 以下 20/10 以下	4/10 以下 6/10 以下	- -	- -	- -	12.0% 12.1% 24.1%
合 計	約 3,222.6ha						100.0%

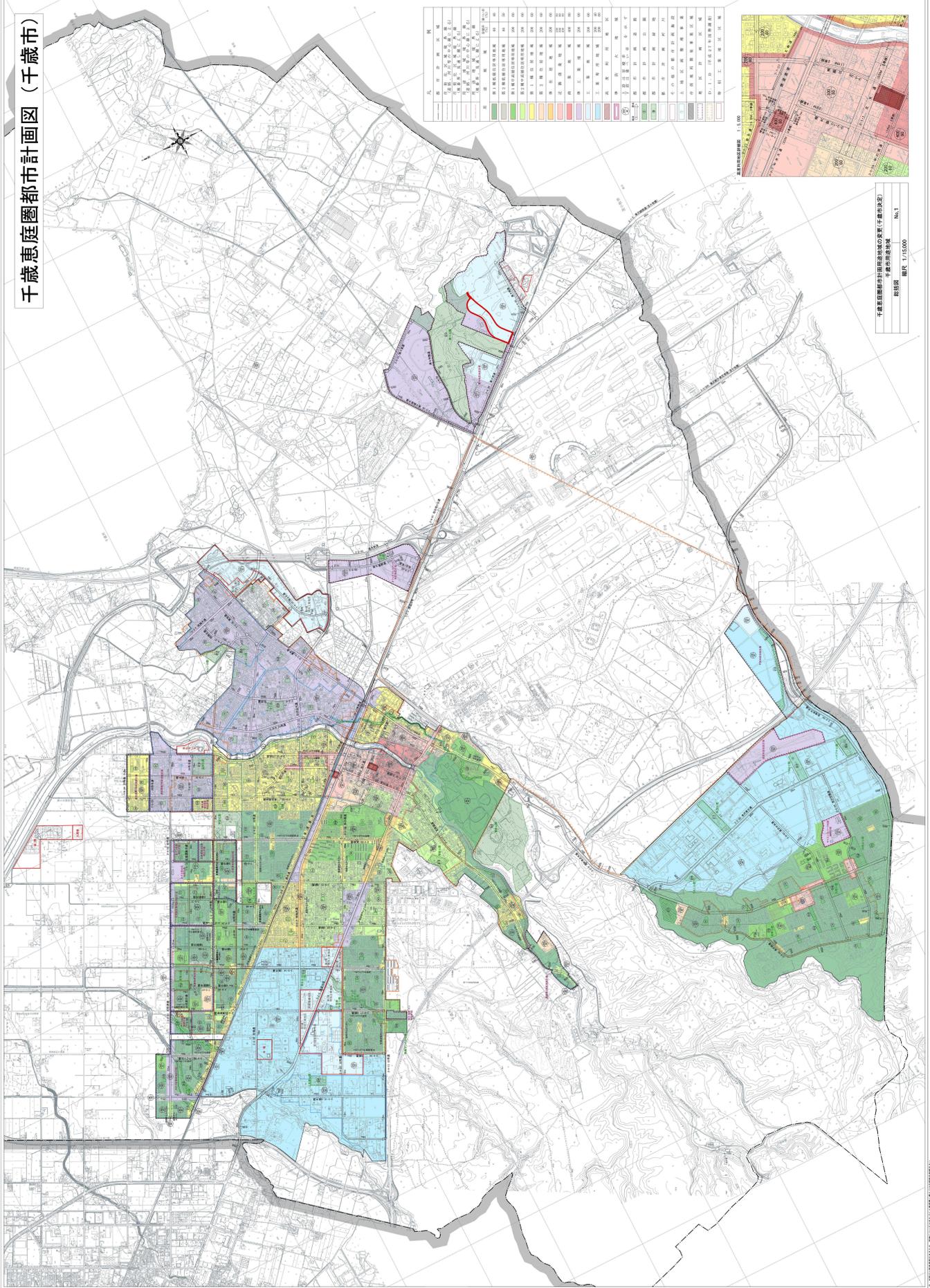
「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」

理由 産業機能などの強化を図り土地利用を促進するため、美々地区の一部の用途地域を変更する。

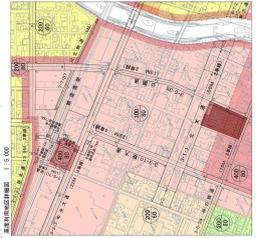
千歳恵庭圏都市計画用途地域 新旧対照表

種 類	建築物の 容 積 率	建築物の 建蔽率	外壁の後 退距離の 限度	建築物の 敷地面積 の最低限 度	建築物 の高さ の限度	面 積				
						新 (ha)	比率 (%)	旧 (ha)	比率 (%)	増減 (ha)
第一種 低層住居 専用地域 (小計)	6/10 以下	4/10 以下	1.0m	-	10m	約 779	24.2	約 779	24.2	
						約 779	24.2	約 779	24.2	
第二種 低層住居 専用地域 (小計)	8/10 以下	5/10 以下	1.0m	-	10m	約 26	0.8	約 26	0.8	
						約 26	0.8	約 26	0.8	
第一種中 高層住居 専用地域 (小計)	20/10 以下	6/10 以下	-	-	-	約 151	4.7	約 151	4.7	
						約 151	4.7	約 151	4.7	
第二種中 高層住居 専用地域 (小計)	20/10 以下	6/10 以下	-	-	-	約 223	6.9	約 223	6.9	
						約 223	6.9	約 223	6.9	
第一種 住居地域 (小計)	20/10 以下	6/10 以下	-	-	-	約 273	8.5	約 273	8.5	
						約 273	8.5	約 273	8.5	
第二種 住居地域 (小計)	20/10 以下	6/10 以下	-	-	-	約 30	0.9	約 30	0.9	
						約 30	0.9	約 30	0.9	
準住居 地 域 (小計)	20/10 以下	6/10 以下	-	-	-	約 37	1.1	約 37	1.1	
						約 37	1.1	約 37	1.1	
田園住居 地 域 (小計)	-	-	-	-	-	約 0	0	約 0	0	
						約 0	0	約 0	0	
近隣商業 地 域 (小計)	20/10 以下	8/10 以下	-	-	-	約 16	0.5	約 16	0.5	
	30/10 以下	8/10 以下	-	-	-	約 56	1.7	約 56	1.7	
	40/10 以下	8/10 以下	-	-	-	約 0.6	0.1	約 0.6	0.1	
						約 72.6	2.3	約 72.6	2.3	
商業地域 (小計)	40/10 以下	-	-	-	-	約 26	0.8	約 26	0.8	
						約 26	0.8	約 26	0.8	
準工業 地 域 (小計)	20/10 以下	6/10 以下	-	-	-	約 595	18.5	約 605	18.8	-10
						約 595	18.5	約 605	18.8	
工業地域 (小計)	20/10 以下	6/10 以下	-	-	-	約 233	7.2	約 223	6.9	10
						約 233	7.2	約 223	6.9	
工業専用 地 域 (小計)	20/10 以下	4/10 以下	-	-	-	約 388	12.0	約 388	12.0	
	20/10 以下	6/10 以下	-	-	-	約 389	12.1	約 389	12.1	
						約 777	24.1	約 777	24.1	
合 計						約 3,222.6	100.0	約 3,222.6	100.0	0

千歳恵庭圏都市計画図 (千歳市)

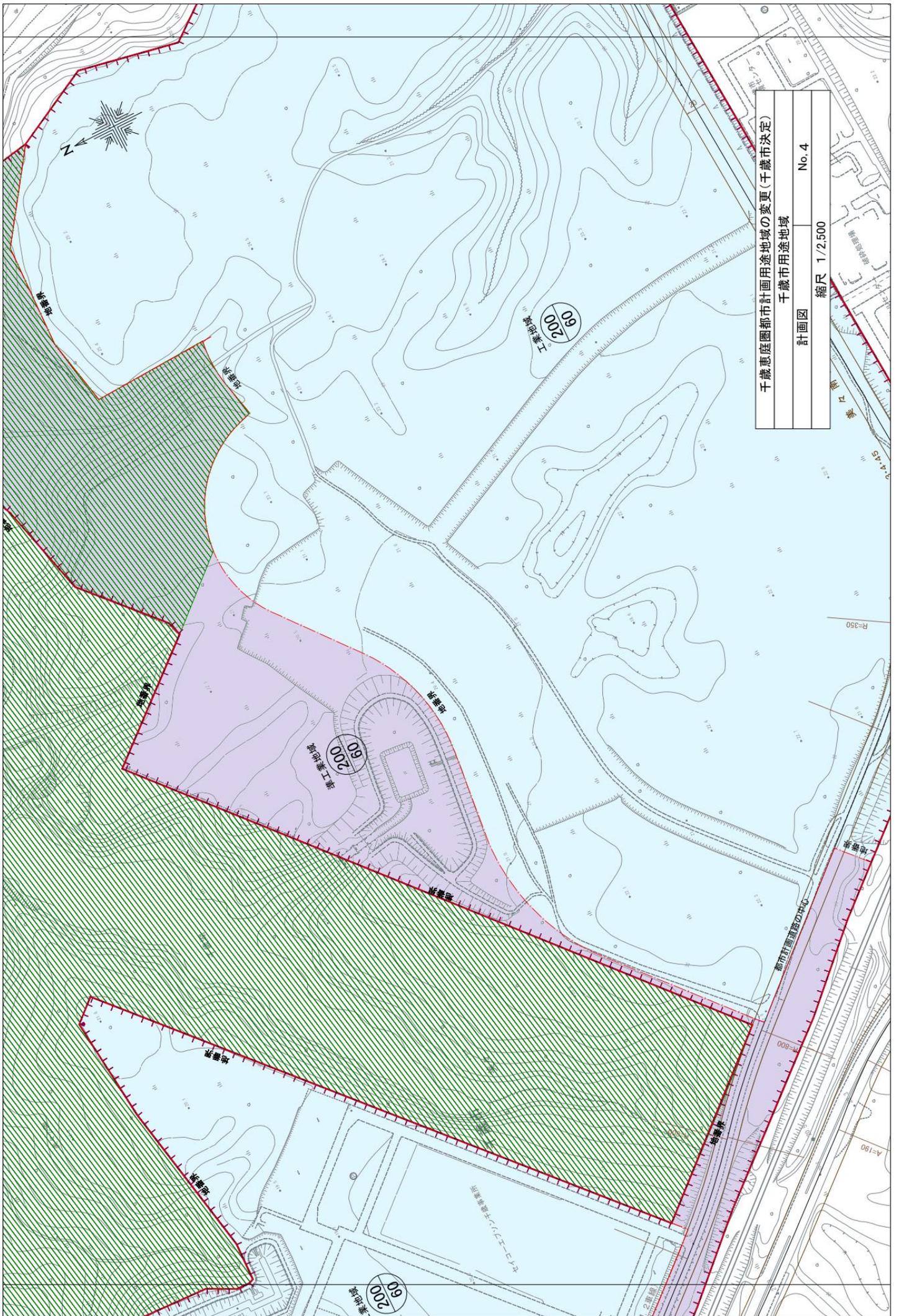


色	用途地域	用途
赤	第一種住居地域	住宅
桃	第二種住居地域	住宅
黄	第三種住居地域	住宅
緑	第一種緑地	公園
黄緑	第二種緑地	公園
青	第一種工業地域	工業
紫	第二種工業地域	工業
茶	商業地域	商業
赤茶	第一種商業地域	商業
黄茶	第二種商業地域	商業
青茶	第三種商業地域	商業
紫茶	第四種商業地域	商業
黒	特別用途地域	特別用途
白	準工業地域	工業
黄白	第一種準工業地域	工業
桃白	第二種準工業地域	工業
赤白	第三種準工業地域	工業
黄白	第四種準工業地域	工業
青白	第五種準工業地域	工業
紫白	第六種準工業地域	工業
茶白	第七種準工業地域	工業
赤茶	第八種準工業地域	工業
桃茶	第九種準工業地域	工業
黄茶	第十種準工業地域	工業
青茶	第十一種準工業地域	工業
紫茶	第十二種準工業地域	工業
黒	第十三種準工業地域	工業
白	第十四種準工業地域	工業
黄白	第十五種準工業地域	工業
桃白	第十六種準工業地域	工業
赤白	第十七種準工業地域	工業
黄白	第十八種準工業地域	工業
青白	第十九種準工業地域	工業
紫白	第二十種準工業地域	工業
茶白	第二十一種準工業地域	工業
赤茶	第二十二種準工業地域	工業
桃茶	第二十三種準工業地域	工業
黄茶	第二十四種準工業地域	工業
青茶	第二十五種準工業地域	工業
紫茶	第二十六種準工業地域	工業
黒	第二十七種準工業地域	工業
白	第二十八種準工業地域	工業
黄白	第二十九種準工業地域	工業
桃白	第三十種準工業地域	工業
赤白	第三十一種準工業地域	工業
黄白	第三十二種準工業地域	工業
青白	第三十三種準工業地域	工業
紫白	第三十四種準工業地域	工業
茶白	第三十五種準工業地域	工業
赤茶	第三十六種準工業地域	工業
桃茶	第三十七種準工業地域	工業
黄茶	第三十八種準工業地域	工業
青茶	第三十九種準工業地域	工業
紫茶	第四十種準工業地域	工業
黒	第四十一種準工業地域	工業
白	第四十二種準工業地域	工業
黄白	第四十三種準工業地域	工業
桃白	第四十四種準工業地域	工業
赤白	第四十五種準工業地域	工業
黄白	第四十六種準工業地域	工業
青白	第四十七種準工業地域	工業
紫白	第四十八種準工業地域	工業
茶白	第四十九種準工業地域	工業
赤茶	第五十種準工業地域	工業
桃茶	第五十一種準工業地域	工業
黄茶	第五十二種準工業地域	工業
青茶	第五十三種準工業地域	工業
紫茶	第五十四種準工業地域	工業
黒	第五十五種準工業地域	工業
白	第五十六種準工業地域	工業
黄白	第五十七種準工業地域	工業
桃白	第五十八種準工業地域	工業
赤白	第五十九種準工業地域	工業
黄白	第六十種準工業地域	工業
青白	第六十一種準工業地域	工業
紫白	第六十二種準工業地域	工業
茶白	第六十三種準工業地域	工業
赤茶	第六十四種準工業地域	工業
桃茶	第六十五種準工業地域	工業
黄茶	第六十六種準工業地域	工業
青茶	第六十七種準工業地域	工業
紫茶	第六十八種準工業地域	工業
黒	第六十九種準工業地域	工業
白	第七十種準工業地域	工業
黄白	第七十一種準工業地域	工業
桃白	第七十二種準工業地域	工業
赤白	第七十三種準工業地域	工業
黄白	第七十四種準工業地域	工業
青白	第七十五種準工業地域	工業
紫白	第七十六種準工業地域	工業
茶白	第七十七種準工業地域	工業
赤茶	第七十八種準工業地域	工業
桃茶	第七十九種準工業地域	工業
黄茶	第八十種準工業地域	工業
青茶	第八十一種準工業地域	工業
紫茶	第八十二種準工業地域	工業
黒	第八十三種準工業地域	工業
白	第八十四種準工業地域	工業
黄白	第八十五種準工業地域	工業
桃白	第八十六種準工業地域	工業
赤白	第八十七種準工業地域	工業
黄白	第八十八種準工業地域	工業
青白	第八十九種準工業地域	工業
紫白	第九十種準工業地域	工業
茶白	第九十一種準工業地域	工業
赤茶	第九十二種準工業地域	工業
桃茶	第九十三種準工業地域	工業
黄茶	第九十四種準工業地域	工業
青茶	第九十五種準工業地域	工業
紫茶	第九十六種準工業地域	工業
黒	第九十七種準工業地域	工業
白	第九十八種準工業地域	工業
黄白	第九十九種準工業地域	工業
桃白	第一百種準工業地域	工業



千歳恵庭圏都市計画図の改定(千歳市)の
千歳市街地
No.1
縮尺 1/15,000

1:15,000



千歳恵庭都市計画用途地域の変更(千歳市決定)	
千歳市用途地域	
計画図	No.4
縮尺 1/2,500	

諮問事項

(2) 千歳恵庭圏都市計画地区計画の変更について

都市計画変更の理由書

1. 案件名

千歳恵庭圏都市計画美々地区計画の変更（千歳市決定）

2. 決定経過

千歳市の都市計画地区計画は、地区の特性に合わせて良好な街区として環境整備を図るため建築物の用途、形態などに関する制限や道路、公園等の配置などについて地区のきめ細やかなルールとして住民参加により、平成3年に初の計画決定をし、現在17地区において定めている。

3. 都市計画変更の目的

産業機能などの強化を図り土地利用を促進するため、美々地区地区計画の地区整備計画の区域を変更する。当該地区は、千歳市第3期都市計画マスタープランにおいて、産業や観光機能を強化しつつ、広域交通機能を生かした製造業などの活動を支える多機能複合型工業地及び生産、物流、交流、学术研究の活動を支える産業支援・交流業務地に位置づけしていることから、交通利便性を生かした効率的・効果的な工業地の形成を図るとともに、千歳市立地適正化計画で位置づける活動・交流促進地区の形成を図る。

4. 都市計画変更の内容

美々地区地区計画の地区整備計画の区域を変更する。

千歳恵庭圏都市計画地区計画の変更（千歳市決定）

都市計画美々地区地区計画を次のように変更する。

1. 地区計画の方針

名 称	美々地区地区計画
位 置	千歳市美々の一部
区 域	計画図表示のとおり
面 積	192.2ヘクタール
地区計画の目標	<p>本地区は、新千歳空港の東側で国道36号に接し、「道央テクノポリス構想」における新千歳空港周辺地域開発の先導的役割を担い、生産・交流・保健休養・学術研究という都市機能と自然環境とが美しく調和した多機能拠点都市の創造を図ることにより、「人」にとって本当の意味で豊かな環境創造の指標となることを目指し、市及び民間の開発行為により開発が進められ、現在、千歳科学技術大学が開学しているほか、先端技術産業をはじめとする企業立地が見られる。</p> <p>そこで、本地区計画を定めることにより、千歳美々プロジェクトの開発理念に基づいた土地利用及び建築物の整備を適正に誘導し、周辺環境と調和のとれた良好な市街地の形成を図ることを目標とする。</p>
区域の整備・開発・保全に関する方針	<p>当該開発事業の土地利用計画を基本としつつ、生産施設、交流施設、学術・研究施設等の均衡ある土地利用を図るため地区を5区分し、それぞれ次のように定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 生産A地区 主として、バイオテクノロジー、新素材等の高度な研究開発型施設が立地できる地区とする。 2 生産B地区 周辺環境に配慮しながら先端技術産業等の研究・開発・製造施設が立地できる地区とする。 3 生産・業務地区 一般の人々も製造工程を見学できるような開放型工業施設及び業務の利便の増進を図る地区とする。 4 交流地区 市民などの多くの人々がスポーツ・レクリエーションを通じて交流できるような施設、各種会議・見本市や商談及び滞在型の施設等が立地できる地区とする。 5 学術・研究地区 良好な自然環境の中で、産・学が連携しながら研究開発及び関連する生産活動を進められる施設が立地できる地区とする。
地区施設の整備の方針	地区内の区画道路、公園及び緑地については、当該開発事業により整備されるので、これらの地区施設の機能の維持・保全を図る。
建築物等の整備の方針	<p>地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、建築物等に関する制限を次のように定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 生産、交流、学術・研究地区としての多様な業務機能の増進が図られるよう、地区の土地利用にふさわしい、「建築物の用途の制限」を定める。 2 生産A地区、生産B地区、生産・業務地区及び交流地区は、ゆとりあるまちなみの形成と、円滑な業務機能の確保を図るため、「建築物の敷地面積の最低限度」を定める。

2. 地区整備計画

地区整備計画	地区の名称	美々地区	
	地区整備計画を定める区域	計画図表示のとおり	
	地区整備計画の区域の面積	156.6ha	
	地区の細区分 (計画図表示のとおり)	生産A地区 (66.4ha)	生産B地区 (16.1ha)
	建築物の用途の制限	<p>次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 住宅(本地区内に立地する施設の管理人のための住宅を除く。) 2 共同住宅、寄宿舍又は下宿(本地区内の事業所の研修を目的とする研修者のための宿泊施設を除く。) 3 図書館、博物館、その他これらに類するもの(工場と同一敷地内にある施設で、工場見学者受入れ施設を除く。) 4 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの 5 公衆浴場 6 ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバッチング練習場 7 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 8 自動車教習所 9 カラオケボックスその他これに類するもの 10 物品販売業を営む店舗又は飲食店(工場と同一敷地内にある施設で、工場見学者受入れ施設を除く。) 	<p>次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 住宅(本地区内に立地する施設の管理人のための住宅を除く。) 2 共同住宅、寄宿舍又は下宿(本地区内の事業所の研修を目的とする研修者のための宿泊施設を除く。) 3 図書館、博物館、その他これらに類するもの(工場と同一敷地内にある施設で、工場見学者受入れ施設を除く。) 4 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの 5 公衆浴場 6 ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバッチング練習場 7 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 8 自動車教習所 9 畜舎 10 カラオケボックスその他これに類するもの 11 物品販売業を営む店舗又は飲食店(工場と同一敷地内にある施設で、工場見学者受入れ施設を除く。) 12 建築基準法別表第二(る)項第1号((6)(11)(12)(13)(24)を除く。)に掲げるもの
建築物等に関する事項			
建築物の敷地面積の最低限度	3,000平方メートル	3,000平方メートル	

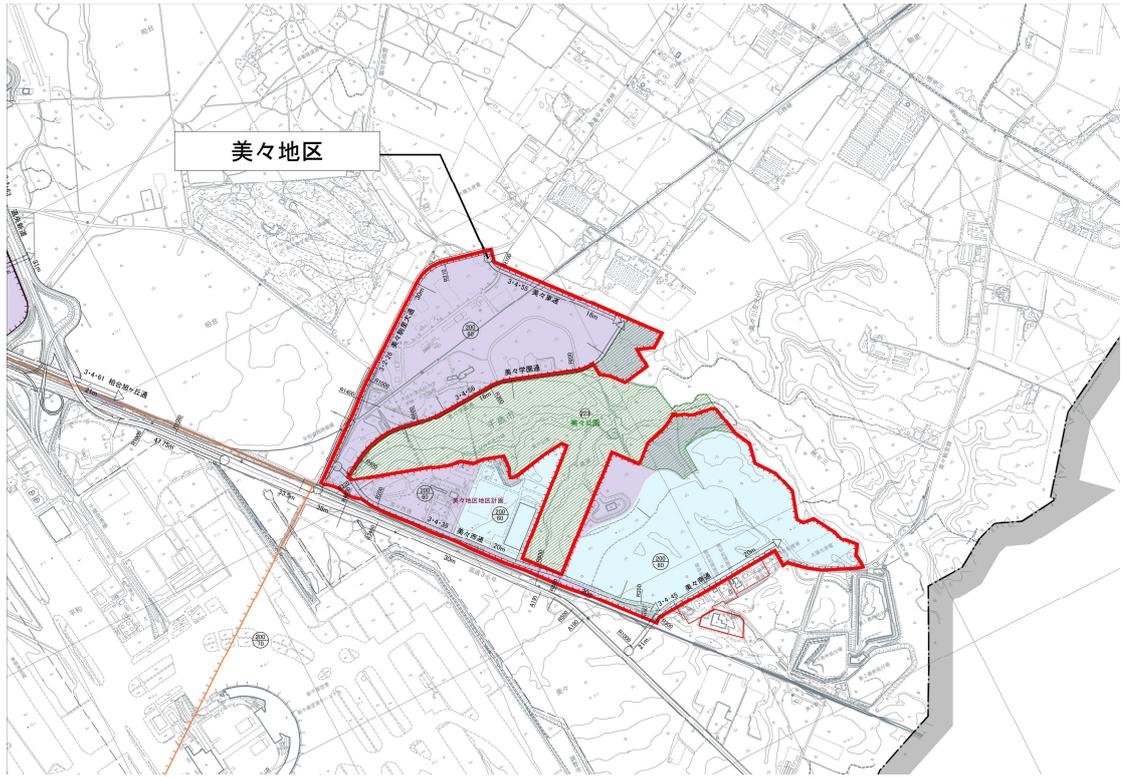
地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の細区分 (計画図表示のとおり)	生産・業務地区 (24.0ha)	交流地区 (5.0ha)
		建築物の用途の制限	<p>次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>1 住宅(本地区内に立地する施設の管理人のための住宅を除く。)</p> <p>2 共同住宅、寄宿舍又は下宿(本地区内の事業所の研修を目的とする研修者のための宿泊施設を除く。)</p> <p>3 学校</p> <p>4 図書館、博物館、その他これらに類するもの(工場と同一敷地内にある施設で、工場見学者受入れ施設を除く。)</p> <p>5 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの</p> <p>6 公衆浴場</p> <p>7 ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はパッティング練習場</p> <p>8 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類するもの</p> <p>9 キャバレー、料理店その他これらに類するもの</p> <p>10 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>11 ホテル又は旅館</p> <p>12 自動車教習所</p> <p>13 畜舎</p> <p>14 病院</p> <p>15 カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>16 物品販売業を営む店舗又は飲食店で、その用途に供する部分の床面積の合計が3,000㎡を超えるもの(工場と同一敷地内にある施設で、工場見学者受入れ施設を除く。)</p>	<p>次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>1 住宅(建築物の一部を住宅の用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が当該建築物の延べ面積合計の2分の1未満のものを除く。)</p> <p>2 共同住宅、寄宿舍又は下宿(企業研修を目的とする研修者のための宿泊施設を除く。)</p> <p>3 学校(専修学校、各種学校を除く。)</p> <p>4 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの</p> <p>5 倉庫業を営む倉庫</p> <p>6 キャバレー、料理店その他これらに類するもの</p> <p>7 ナイトクラブその他これに類するもの</p> <p>8 自動車教習所</p> <p>9 畜舎</p> <p>10 病院</p> <p>11 建築基準法別表第二(ぬ)項第2号から第4号までに掲げるもの</p>
		建築物の敷地面積の最低限度	1,000平方メートル	300平方メートル

地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の細区分 (計画図表示のとおり)	学術・研究地区 (45.1ha)	
		建築物の用途の制限	<p>次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>1 住宅(本地区内に立地する施設の管理人のための住宅を除く。)</p> <p>2 共同住宅、寄宿舎又は下宿(本地区内の学術・研究の研修を目的とする研修者のための宿泊施設を除く。)</p> <p>3 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの</p> <p>4 公衆浴場</p> <p>5 倉庫業を営む倉庫</p> <p>6 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類するもの</p> <p>7 キャバレー、料理店その他これらに類するもの</p> <p>8 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>9 ホテル又は旅館</p> <p>10 自動車教習所</p> <p>11 病院</p> <p>12 カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>13 自動車修理工場</p>	
		建築物の敷地面積の最低限度		
備 考		用語の定義及び面積等の算定方法については、建築基準法及び同法施行令の例による。		

理 由

産業機能などの強化を図り土地利用を促進するため、美々地区地区計画の地区整備計画の区域を変更する。

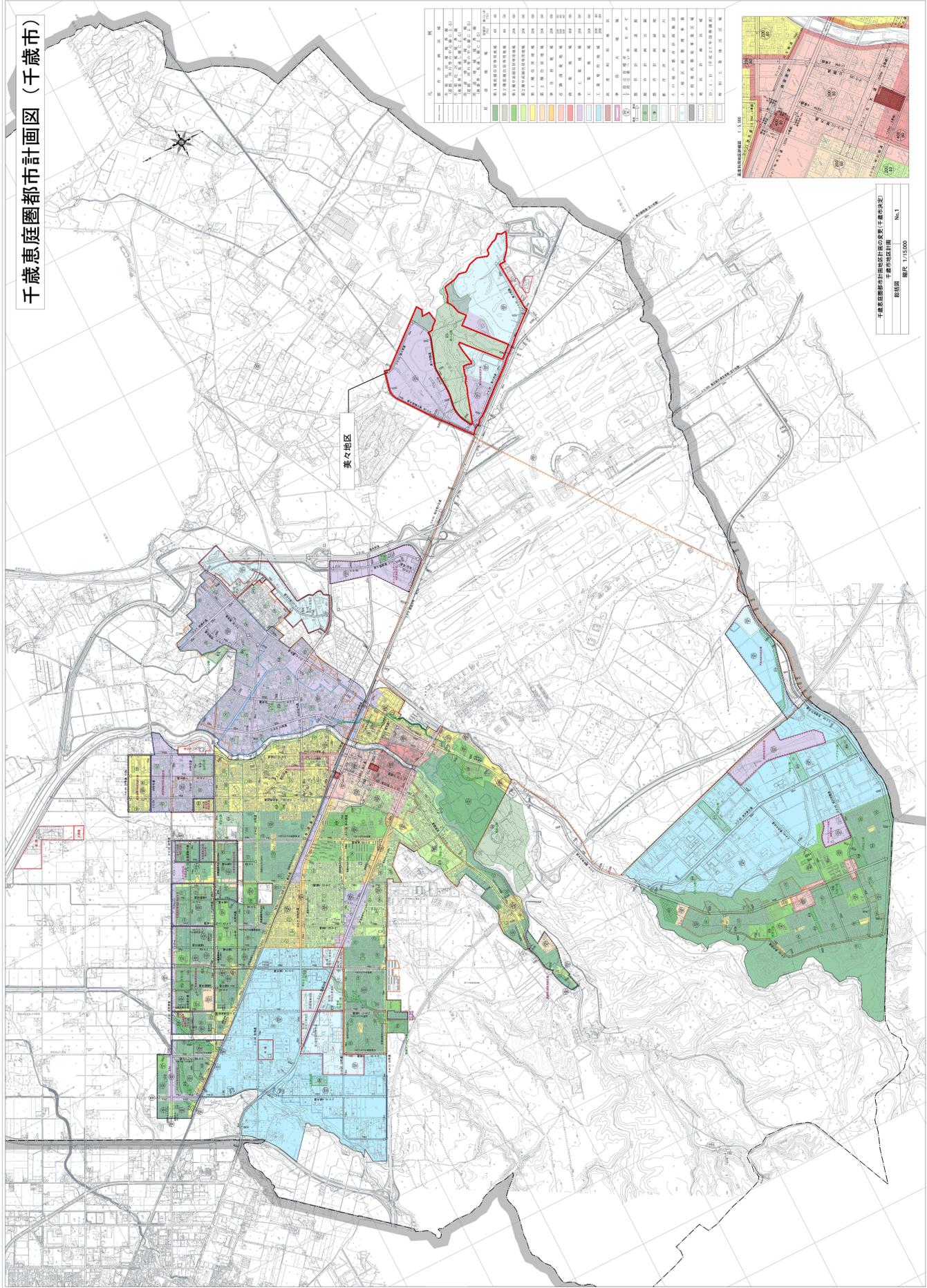
位置図



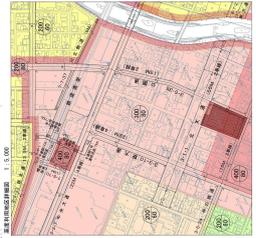
計画図



千歳恵庭圏都市計画図（千歳市）

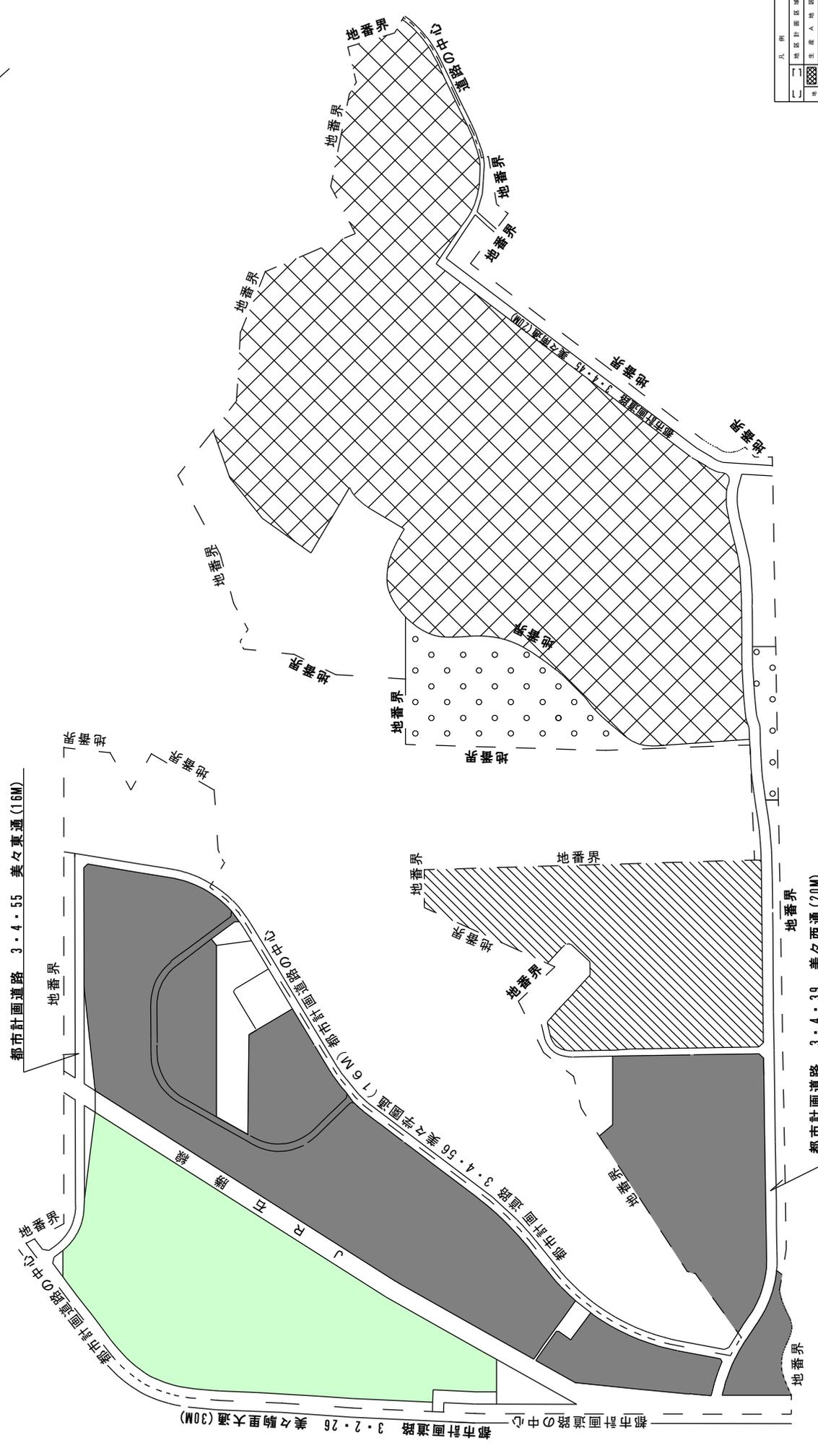


色	用途	備考
緑	第一種市街地利用地域	
黄緑	第二種市街地利用地域	
黄	第三種市街地利用地域	
オレンジ	第四種市街地利用地域	
赤	第五種市街地利用地域	
紫	第六種市街地利用地域	
青紫	第七種市街地利用地域	
青	第八種市街地利用地域	
水色	第九種市街地利用地域	
淡青	第十種市街地利用地域	
淡緑	第一種緑地利用地域	
緑	第二種緑地利用地域	
黄緑	第三種緑地利用地域	
黄	第四種緑地利用地域	
オレンジ	第五種緑地利用地域	
赤	第六種緑地利用地域	
紫	第七種緑地利用地域	
青紫	第八種緑地利用地域	
青	第九種緑地利用地域	
水色	第十種緑地利用地域	
淡青	第十一種緑地利用地域	
淡緑	第十二種緑地利用地域	
緑	第十三種緑地利用地域	
黄緑	第十四種緑地利用地域	
黄	第十五種緑地利用地域	
オレンジ	第十六種緑地利用地域	
赤	第十七種緑地利用地域	
紫	第十八種緑地利用地域	
青紫	第十九種緑地利用地域	
青	第二十種緑地利用地域	
水色	第二十一種緑地利用地域	
淡青	第二十二種緑地利用地域	
淡緑	第二十三種緑地利用地域	
緑	第二十四種緑地利用地域	
黄緑	第二十五種緑地利用地域	
黄	第二十六種緑地利用地域	
オレンジ	第二十七種緑地利用地域	
赤	第二十八種緑地利用地域	
紫	第二十九種緑地利用地域	
青紫	第三十種緑地利用地域	
青	第三十一種緑地利用地域	
水色	第三十二種緑地利用地域	
淡青	第三十三種緑地利用地域	
淡緑	第三十四種緑地利用地域	
緑	第三十五種緑地利用地域	
黄緑	第三十六種緑地利用地域	
黄	第三十七種緑地利用地域	
オレンジ	第三十八種緑地利用地域	
赤	第三十九種緑地利用地域	
紫	第四十種緑地利用地域	
青紫	第四十一種緑地利用地域	
青	第四十二種緑地利用地域	
水色	第四十三種緑地利用地域	
淡青	第四十四種緑地利用地域	
淡緑	第四十五種緑地利用地域	
緑	第四十六種緑地利用地域	
黄緑	第四十七種緑地利用地域	
黄	第四十八種緑地利用地域	
オレンジ	第四十九種緑地利用地域	
赤	第五十種緑地利用地域	
紫	第五十一種緑地利用地域	
青紫	第五十二種緑地利用地域	
青	第五十三種緑地利用地域	
水色	第五十四種緑地利用地域	
淡青	第五十五種緑地利用地域	
淡緑	第五十六種緑地利用地域	
緑	第五十七種緑地利用地域	
黄緑	第五十八種緑地利用地域	
黄	第五十九種緑地利用地域	
オレンジ	第六十種緑地利用地域	
赤	第六十一種緑地利用地域	
紫	第六十二種緑地利用地域	
青紫	第六十三種緑地利用地域	
青	第六十四種緑地利用地域	
水色	第六十五種緑地利用地域	
淡青	第六十六種緑地利用地域	
淡緑	第六十七種緑地利用地域	
緑	第六十八種緑地利用地域	
黄緑	第六十九種緑地利用地域	
黄	第七十種緑地利用地域	
オレンジ	第七十一種緑地利用地域	
赤	第七十二種緑地利用地域	
紫	第七十三種緑地利用地域	
青紫	第七十四種緑地利用地域	
青	第七十五種緑地利用地域	
水色	第七十六種緑地利用地域	
淡青	第七十七種緑地利用地域	
淡緑	第七十八種緑地利用地域	
緑	第七十九種緑地利用地域	
黄緑	第八十種緑地利用地域	
黄	第八十一種緑地利用地域	
オレンジ	第八十二種緑地利用地域	
赤	第八十三種緑地利用地域	
紫	第八十四種緑地利用地域	
青紫	第八十五種緑地利用地域	
青	第八十六種緑地利用地域	
水色	第八十七種緑地利用地域	
淡青	第八十八種緑地利用地域	
淡緑	第八十九種緑地利用地域	
緑	第九十種緑地利用地域	
黄緑	第九十一種緑地利用地域	
黄	第九十二種緑地利用地域	
オレンジ	第九十三種緑地利用地域	
赤	第九十四種緑地利用地域	
紫	第九十五種緑地利用地域	
青紫	第九十六種緑地利用地域	
青	第九十七種緑地利用地域	
水色	第九十八種緑地利用地域	
淡青	第九十九種緑地利用地域	
淡緑	第一百種緑地利用地域	



千歳恵庭圏都市計画図の改定(千歳市)の
千歳市地区計画
No.1
縮尺 1/15,000

1:15,000



凡例

[Symbol]	地区計画区域
[Symbol]	住居A地区
[Symbol]	住居B地区
[Symbol]	住居・業務地区
[Symbol]	交遊地区
[Symbol]	学術・研究地区
[Symbol]	その他

都市計画図	第100号
縮尺	1/2,500
作成日	昭和37年
作成者	建設省

諮問事項

(3) 千歳恵庭圏都市計画道路の変更について

都市計画変更の理由書

1. 案件名

千歳恵庭圏都市計画道路の変更（千歳市決定）

2. 決定経緯

別添計画決定経緯表のとおり

3. 都市計画変更の内容

1) 3・3・43 美々中央通

廃止

2) 3・4・57 美々中通

廃止

3) 7・4・58 美々公園通

廃止

4) 3・4・39 美々西通

一部区域の変更(3・3・43 美々中央通及び7・4・58 美々公園通の廃止に伴う隅切部の廃止)

5) 3・4・45 美々南通

一部区域の変更(3・4・57 美々中通の廃止に伴う隅切部の廃止)

4. 都市計画変更の理由

当該都市計画道路を決定している美々地区は、産業機能や観光機能を強化しつつ、広域交通機能を生かした製造業などの活動を支える多機能型複合工業地に位置づけしている。

美々地区の一部は、約30年間土地利用が進まず、未造成であることから、土地利用促進のための抜本的な対策が必要となっている。このことから、産業機能などの強化を図り土地利用を促進するため、昨今の工場立地動向を踏まえて土地の大規模な活用が可能となるよう都市計画道路3・3・43号美々中央通、3・4・57号美々中通及び7・4・58号美々公園通を廃止し、道路ネットワークを再構成する。

また、これに伴い、3・4・39号美々西通及び3・4・45号美々南通の一部区域を変更する。

千歳恵庭圏都市計画道路の変更(千歳市決定)

1. 都市計画道路を次のように変更する。
2. 都市計画道路中3・3・43号美々中央通、3・4・57号美々中通、7・4・58号美々公園通を廃止する。
(2の項については、計画書は省略)

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・4・39	美々西通	千歳市美々	千歳市美々	千歳市美々	約1,840m	地表式	2車線	20m	幹線街路と平面交差4箇所	
幹線街路	3・4・45	美々南通	千歳市美々	千歳市美々	千歳市美々	約 960m	地表式	2車線	20m	幹線街路と平面交差4箇所、JR千歳線と立体交差	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

変更説明書（千歳市決定）

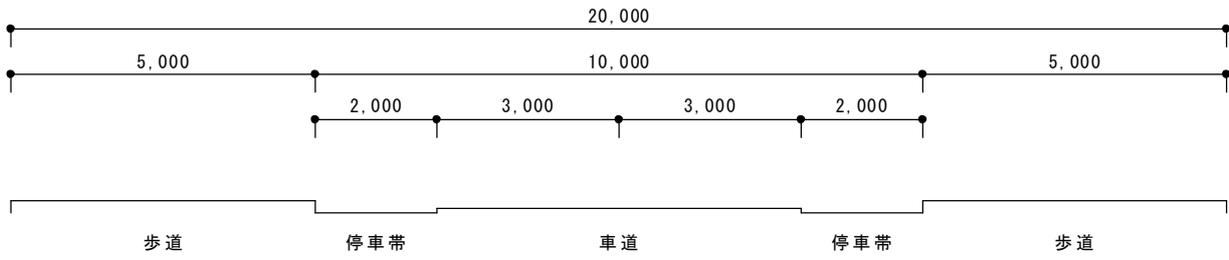
新		旧		変更内容
番号	路線名	番号	路線名	
-	-	3・3・43	美々中央通	廃止
3・4・39	美々西通	3・4・39	美々西通	一部区域の変更 (隅切部の廃止)
3・4・45	美々南通	3・4・45	美々南通	一部区域の変更 (隅切部の廃止)
-	-	3・4・57	美々中通	廃止
-	-	7・4・58	美々公園通	廃止

定規図 (千歳市決定)

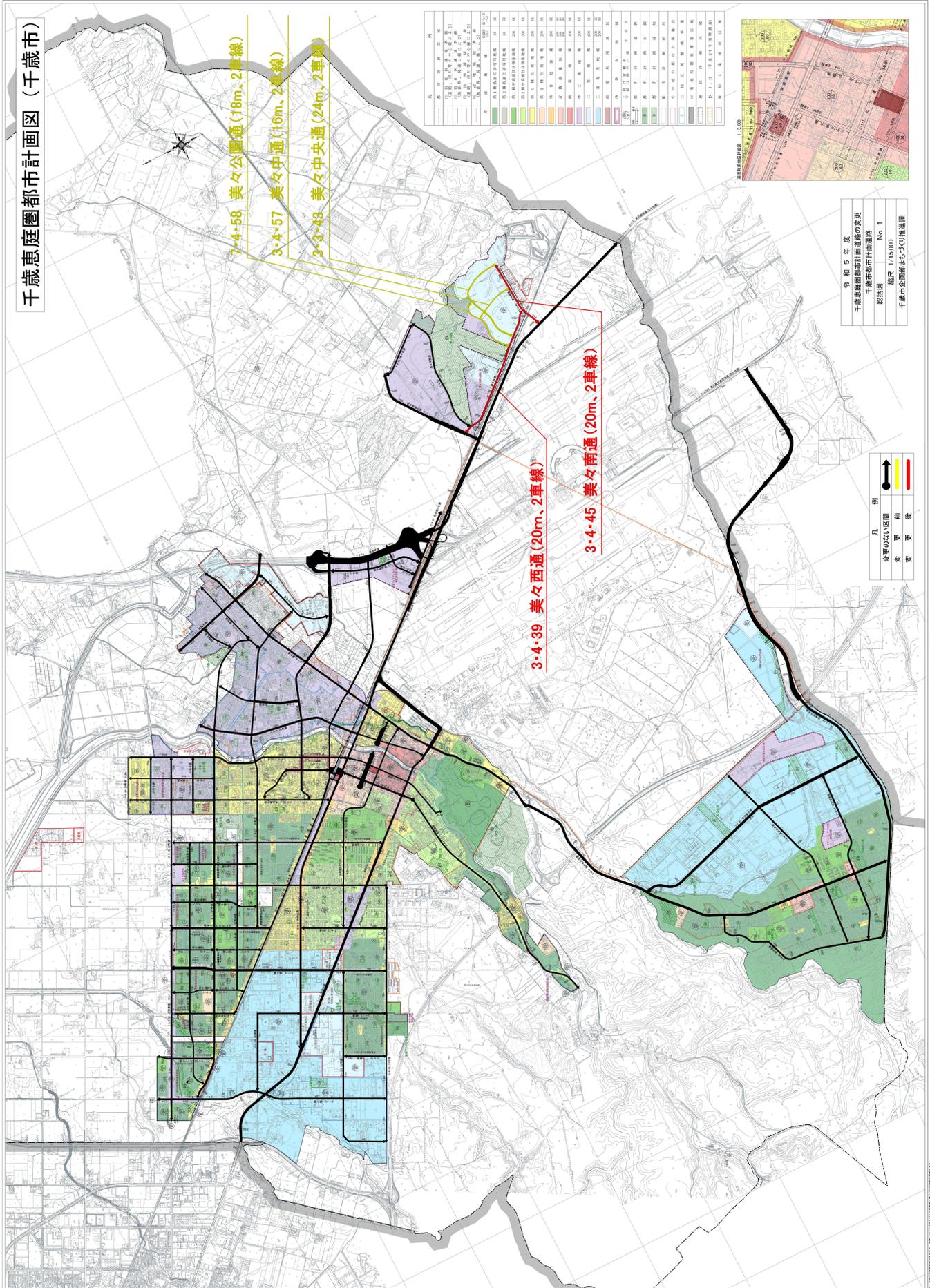
3・4・39 美々西通

3・4・45 美々南通

代表幅員



千歳恵庭圏都市計画図（千歳市）



7-4-58 美々公園通 (18m、2車線)
 3-4-57 美々中通 (10m、2車線)
 3-3-43 美々中央通 (24m、2車線)

3-4-39 美々西通 (20m、2車線)
 3-4-45 美々南通 (20m、2車線)

用途	色	幅員	車線数	備考
第一種市街地	緑	18m	2車線	
第二種市街地	黄緑	18m	2車線	
第三種市街地	黄	18m	2車線	
第四種市街地	オレンジ	18m	2車線	
第五種市街地	赤	18m	2車線	
第六種市街地	赤	18m	2車線	
第七種市街地	赤	18m	2車線	
第八種市街地	赤	18m	2車線	
第九種市街地	赤	18m	2車線	
第十種市街地	赤	18m	2車線	
第一種市街地	緑	18m	2車線	
第二種市街地	黄緑	18m	2車線	
第三種市街地	黄	18m	2車線	
第四種市街地	オレンジ	18m	2車線	
第五種市街地	赤	18m	2車線	
第六種市街地	赤	18m	2車線	
第七種市街地	赤	18m	2車線	
第八種市街地	赤	18m	2車線	
第九種市街地	赤	18m	2車線	
第十種市街地	赤	18m	2車線	



令和5年度
 千歳市都市計画道路の変更
 千歳市都市計画道路第1号
 総括図
 縮尺 1/15,000
 千歳市企画部まちづくり推進課

凡 例
 変更のない区間
 変更前
 変更後

1:15,000

諮問事項

(4) 千歳恵庭圏都市計画公園の変更について

都市計画変更に係る理由書

1. 案件名

千歳恵庭圏都市計画公園の変更（千歳市決定）

2. 都市計画変更内容

都市計画公園 5・6・2 号美々公園の区域を変更する。（面積の変更なし）

3. 都市計画変更理由

都市計画道路 3・3・43 号美々中央通及び 7・4・58 号美々公園通の廃止に伴い、都市計画公園 5・6・2 号美々公園の区域を変更する。

千歳恵庭圏都市計画公園の変更（千歳市決定）

都市計画公園 5・6・2号 美々公園を次のように変更する。

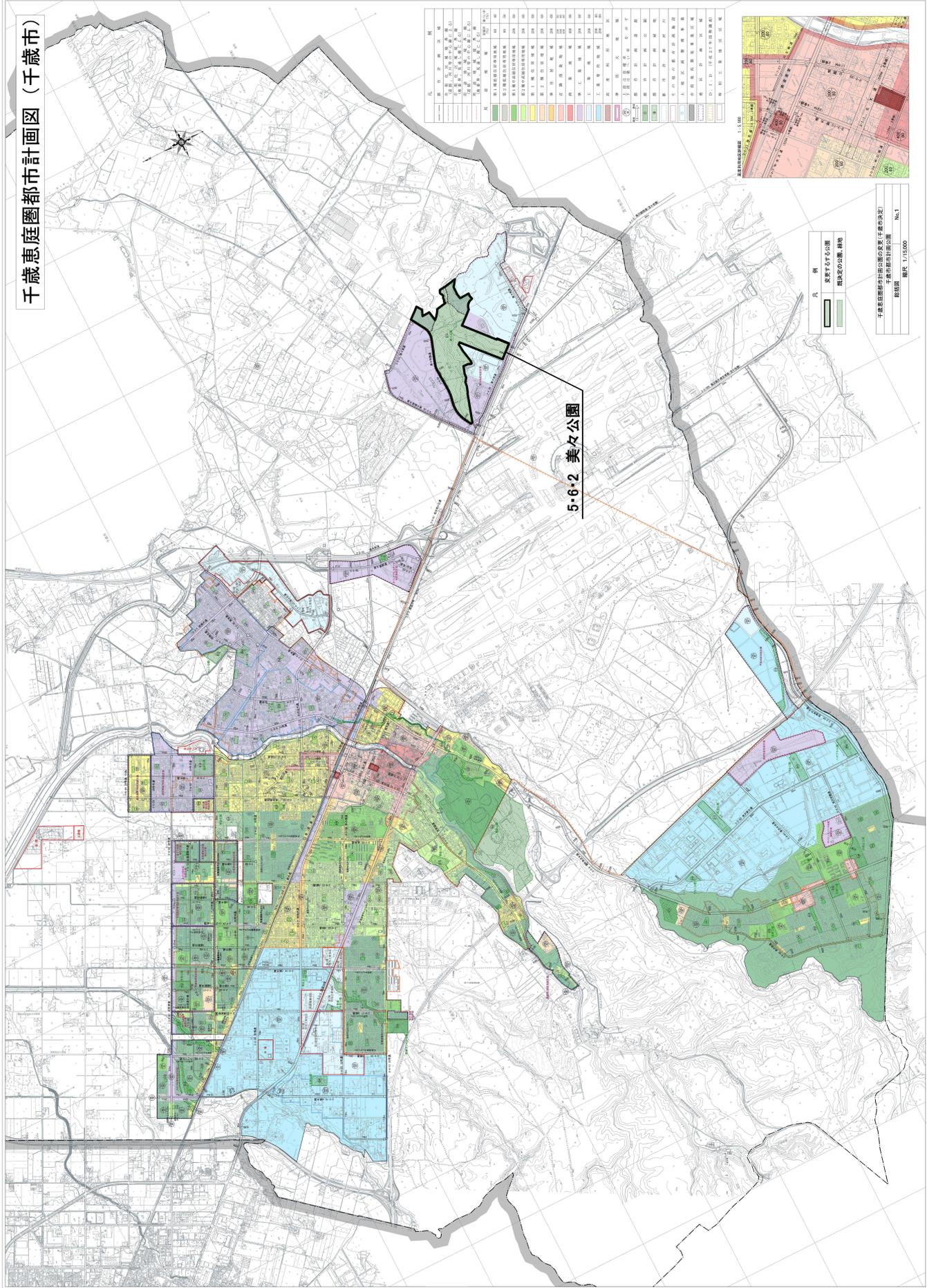
種 別	名 称		位 置	面 積	備 考
	番 号	公園名			
街区公園	5・6・2	美々公園	千歳市美々	約 75.0ha	散策路、自然観察広場、多目的広場、交流広場

「区域は計画図表示のとおり」

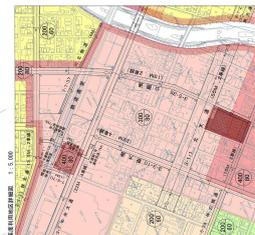
理 由

都市計画道路3・3・43号美々中央通及び7・4・58号美々公園通の廃止に伴い、都市計画公園5・6・2号美々公園の区域を変更する。

千歳恵庭圏都市計画図（千歳市）



凡例	説明
100	第一種住居地域
200	第二種住居地域
300	第三種住居地域
400	第四種住居地域
500	第一種商業地域
600	第二種商業地域
700	第三種商業地域
800	第一種工業地域
900	第二種工業地域
1000	第三種工業地域
1100	第一種公共施設地域
1200	第二種公共施設地域
1300	第三種公共施設地域
1400	第一種公園緑地
1500	第二種公園緑地
1600	第三種公園緑地
1700	第一種河川敷
1800	第二種河川敷
1900	第三種河川敷
2000	第一種埋立地
2100	第二種埋立地
2200	第三種埋立地
2300	第一種農用地
2400	第二種農用地
2500	第三種農用地
2600	第一種森林
2700	第二種森林
2800	第三種森林
2900	第一種雑種
3000	第二種雑種
3100	第三種雑種
3200	第一種空地
3300	第二種空地
3400	第三種空地
3500	第一種未利用地
3600	第二種未利用地
3700	第三種未利用地
3800	第一種水域
3900	第二種水域
4000	第三種水域



凡例
 第一種公園緑地
 第二種公園緑地
 第三種公園緑地

千歳恵庭圏都市計画図の改定(任意事項決定)
 千歳市都市計画図
 図例 No.1
 縮尺 1/15,000

1:15,000